



GAP 普及ニュース 第16号 (2010.11)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

# GAP 普及ニュース



## 【巻頭言】

### GAP の普及指導システムの立上げが必須

一般社団法人農業生産者 GAP 協会理事  
和歌山県農業大学校長（農博）佐々木茂明

2002年夏、無登録農薬問題が日本中を震撼させ、日本の農産物の安全神話が脆くも崩れました。この時、一挙に「食の安全」への対応が進み、農林水産省は2003年6月に「食の安全・安心」のための政策大綱を公表しました。それによると、行政や生産者・事業者の取組みにより、国民の「安心」と「信頼」が高まるよう、「安全確保」のための体制や施策を総合的に見直すこととし、その方針の一つとして「トレーサビリティシステムの導入」が進められました。

生産者サイドでは、「トレーサビリティ」への対応として、出荷する農産物に農薬散布履歴を添付してJA等に出荷することが義務付けられましたが、本来の目的である「安全な農産物の生産」にまでは至らなかったようです。何故「安全な生産」にまで至らなかったのかは、第1に標準化されたトレーサビリティシステムが示されなかったこと、第2に農産物の安全性確保には「生産現場の指導体制」が重要なのですが、これが「農薬の散布記録の提出」にすり替えられてしまったことが、その主な理由です。

2010年4月に農林水産省よりGAPの「ガイドライン」が示されました。今度こそ普及方法を明確にしていかないと、トレーサビリティの推進の時のように、内容の解釈の違いで「本来の目的」を達成し得なかったと同じような失敗を繰り返してしまうのではないかと危惧します。生産者の誰もが理解できる「適正農業規範（GAP規範）」の下で農産物を生産し、それを消費者の元へ届けると同時に、その農業生産の営みが環境保護にもつながっているという、まさに持続性の高い農業となってGAPが浸透していくことが重要であると考えます。

私は、和歌山県の農業大学で農業の担い手を育成する仕事に就いています。学生と一般社会人を対象にしていますが、農業訓練生に対しては教科としてGAPの講義を取り入れて3年目になります。これまで20年余り農業改良普及員（現在は普及指導員）として農業の現場で仕事をしてきましたが、農業大学で講義を始めて気付い



たことがあります。学校の場合には、学生や農業訓練生が誤った農作業を行うと、職員がその間違いを指摘して、正しい農作業のやり方をその場で教えます。学生達は、それによって正しい農作業を学んでいきます。



しかし、個々の農家が生産現場で習慣として行っている農作業は必ずしも正しいとは限らず、農家自身が「正しいかどうか」を常に自問自答しない限り、誤った農作業を続けることになる可能性があります。正しいのか誤っているのかを判断するための「適正農業規範」が示されない場合には、間違えることもやむを得ないのかもしれないかもしれません。これまで、第三者によって正しい農作業等を指摘して貰えるシステムもなかったため、適正な農作業等の確認は、農業現場ではそのまま置き去りにされているのではないのでしょうか。

各種の農作業の手順や農薬の使用などに対する講習会が開催されていますが、それらの作業の事後の確認や適正な結果のチェックは行われていないように思います。また、その作業そのものが「正しい農作業であったかどうか」の確認作業は、GAPのチェックリスト方式のようなものでは、正しいかどうかははっきり判らず、誰しものが気持ちよく取り組めるものではないと思います。

今回、一般社団法人日本生産者GAP協会が「適正農業規範（未定稿）」を示しましたが、そのGAP規範に基づいて作成されたGAP実践ガイド（マニュアル）を利用すれば、生産者は正しい農業が実践できるようになるはずでです。農作業等の中の「良くない点」は、GAPの教育を受けた普及指導員に確認すれば、適正な農作業が完全に実施できるようになると思います。生産者の誤った農作業をチェックリストで指摘するのは困難であり、生産者自らが正しく実践できていない農作業の行為を正しい行為に是正するシステム作りが普及現場には必須です。

日本の農業の持続性と農業生産者の経営の持続性を維持して行くためには、普及指導員やJAの営農指導員が力を合わせて生産現場の第一線に立ち、現在行われている日本の農作業全般を正しく検証し、適正な農業管理の方向へ導いていくことが、日本農業の復活と環境の保全に大きく寄与すると思います。

農業大学の新しい教科としてGAPを導入したことで、徐々にではありますが、学生達にGAPの概念が定着してきました。今では、学校における実習や古くから行われている農作業でも、その過ちを指摘できるようになってきました。



GAPの講義に対する成績評価には、「誤った農作業を指摘できる力」を見るようにしています。実際の農業の生産現場においても、大学の教科へGAPの講義を導入したのと同じ要領とは行かないまでも、可能な限り早期にGAPの普及・指導システムを立ち上げることが緊要と考えています。

## 《トピックス》

## 《T P P 協議開始》

### 「開国と日本農業の持続性を両立させるために」

平成 22 年 11 月 7 日付の新聞の見出しを見ると、TPP 問題で与党民主党が迷走しているようである。TPP に参加しなければ、工業製品の国際競争力で韓国や台湾に負け、日本の産業が世界から取り残されて沈没することになる。また TPP は、国際間のあらゆる規制を撤廃することであるから、日本社会にもっと大きな大変革が起こるかもしれないが、当面は、農業、特に稲作農業などの土地利用型農業が矢面に立たされる。

原状のまま何も対策を採らなければ、主食の「米」が壊滅的な打撃を受けることは容易に想像され、原状のような雀の涙の個別補償では、殆ど役に立たない。日本で基本食糧が自給されなければ、中国などから「米」までも戦略物資として使われることになり、日本は大きな危機を迎えることになるであろう。

中国では、その「米」が年間 1 億 9 千万トンも生産されており、その内の約 5 千万トンは日本と同じジャポニカ米であり、黒龍江省 1 省だけでも日本とほぼ同じ品種の米が 1000 万トン以上も生産されているのである。中国からは、「800 万トン程度の日本の米は、中国が供給しますよ。何も高い賃金の日本人が安い農産物を生産する必要はないでしょう」と言われ続けている。

このようなリスクが身近にある韓国も台湾も、食料問題を防衛問題に準じて扱っていることを忘れてはならない。レアアースの禁輸問題だけで腰砕けになる日本が、食糧問題で迫られた時に、どのような対応をとれるのであろうか。

日本農業のこのような状況に対応するためには、欧州が採っているような環境保全型農業の視点で GAP を広く普及し、農業で行われる GAP あるいは GAP 以上の取組みに対して「環境支払い」をするのが WTO に抵触しない最善の方法と考えられる。環境支払いの補助金を大幅に増額し、やる気のある農家や中山間の不利な農業等を支えることが今こそ重要である。

食糧問題は、「備えあれば、憂いなし」であるが、備えなければ国家の存亡の危機を招くことになるであろう。備えるためには、クロスコンプライアンスによる「環境支払い」を充実させ、生産者が農業だけで暮らせる欧州並みの補助金を保証することである。

具体的には、以下のような施策が考えられる。

- (1) 日本のあるべき持続型農業の姿を示す「日本版 GAP 規範」を国で制定し、これを遵守させる「本物の GAP」を普及させる。
- (2) クロスコンプライアンスの「環境配慮要件」として、「日本版 GAP 規範」を遵守した生産者に十分な補助金を支払う制度にする。日本の中山間地は、環境の多面的機能を維持する面でも非常に重要である。
- (3) 耕作放棄地には罰金を科す。耕作放棄地は害虫や蛇等の危険動物の温床になり、環境を悪化させている。また、開発するには、多額の経費がかかる。農地の耕作を義務化することは、農地の流動化を促進することにもなり、農地・山林の不在地主を少なくする効果もあると考えられる。

関係者の皆さんの前向きのご検討を期待したい。



## 2010年秋期 GAP シンポジウムの概要紹介

2010年秋期 GAP シンポジウムの概略をご報告します。

2010年秋期 GAP シンポジウム（10月19-20日；東京大学弥生講堂）は、プログラム通りに開催され、188名が参加して発表と活発な議論が交わされました。

参加者の職種別の統計では、多い順に、普及指導員：68名、都道府県行政：20名、試験研究機関：19名、JA（農協）：19名、食品流通業：8名、農業資材：7名、報道関係：7名、農業生産者：7名

都道府県別では、東京都：32名、茨城県：14名、栃木県：13名、岡山県：10名、山形県：8名、岩手県、長野県、：7名、埼玉県：6名、福島県、岐阜県、島根県、徳島県、愛媛県、沖縄県：5名でした。

初日は、二宮常務理事（東京大学・生態調和農学機構）の主催者挨拶に始まり、基調講演として田上理事長より、「日本適正農業規範」の考え方と概要についての講演がありました。次いで「日本適正農業規範（未定稿）」の概要を説明するために、山田規範委員長をはじめ5人の規範委員が分担して、各章の内容について解説しました。

午後3時10分から5時まで、石谷出版委員長の進行で、規範解題の解説と、総合討論が行われました。提出された質問表を中心に、上記発表者をパネラーにしてディスカッションを進めましたが、会場からの質問（用紙）が大変多く寄せられ、時間が足りなくなるほどでした。GAPを理解するための基礎的な質問もありましたが、農業の制度や技術に関する専門的な質問が多く、規範への期待がうかがわれました。

5時からの情報交換会に参加した約50人の人達は、地域でGAP指導に取り組み、行政やJAの関係者が多く、実践的な情報を求めて相互交流の様子が印象的でした。この場でも農業現場で理解され易いGAP実践ガイドなどの出版に対する要望が出されました。

二日目の冒頭、田上理事長が講演の中で「日本適正農業規範に基づくGAP規準」の作成について言及し、来年4月の次回シンポジウムに、日本適正農業規範に基づくGAP規準の素案を提出することを発表しました。

その後の5県からの事例報告は、いずれも大いに参加者の興味を引く内容で、シンポジウム最後のプログラム「総合討論；地域から見た日本版GAP規範の読み方と活用法」の各発表者に、大量の質問（用紙）が寄せられました。司会進行した田上理事長が上手く纏められないほどの多さで、時間も短かったために寄せられた質問を十分に消化しきれないまま終了時間になりました。

シンポジウムに対するアンケート（63名）では、そのうち59名が、GAPの理解が深まったと答え、日本適正農業規範（正式版）を期待する人が60名、規範に基づく規準に期待する人が59名でした。



## 【次回 GAP シンポジウムの予告】



### 日本適正農業規範による適正農業の推進

—日本適正農業規範（暫定版）のご紹介—  
「GAP 規範」の概要と GAP の推進

日 時：2011年4月21日(木)～22日(金)

日本に相応しい GAP を科学的に理解し

日本農業発展のための「日本適正農業規範」を公開

都道府県における適正農業規範の活用について提案する。

対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大専科、農業高校、農業生産者、農業法人、農協、出荷組合、産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社、農産加工会社、農産物流通・小売企業、外食企業、消費者、調査・研究機関、その他（教育・広報委員会、シンポジウム事務局）

## 《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》 『連載 7 回』

田上隆一

### 欧州の小売企業が期待する農業（GAP 規範）と評価基準

イギリス最大のチェーンストア「テスコ」の独自 GAP 規範とその実施規則である「ネイチャーズ・チョイス」は、その内容をみるとイングランドやウェールズの政府が作成した GAP 規範に近いものです。テスコの GAP への取り組みは早く、私共が最初に入手した 2001 年の GAP 実施規則では第 6 版になっていました。90 年代当初から既に実施していたということになります。

2001 年からスタートした EUREPGAP（現在の GLOBALGAP）認証制度は、この「ネイチャーズ・チョイス」やその他のスーパーなどの GAP 規範を参考にして作られた「小売業者が許容できる最低限度の GAP 規範」ですが、基本的な考え方は踏襲しています。

テスコの「ネイチャーズ・チョイス」は、以下の文章で始まっています。

『テスコの農産物は、全て美味しく消費者に好まれるものでなければなりません。供給者にとっては、新鮮さ、味、外見、出来栄えなどの価値が重要な

### 欧州小売企業が期待する農業

イギリス最大のチェーンストア「テスコ」の GAP 規範  
「ネイチャーズ・チョイス」(July 2001-Issue 1/Rev.)の規則

#### ネイチャーズチョイスの哲学

この GAP 実施基準は、  
テスコの顧客の高い理想と期待を満たす点にある。  
そのために「ネイチャーズチョイス」の生産者は、  
法令を順守し、実施基準に基づいた作業を行わなければならない。

（具体的には、水質・土壌・大気保護のためにイギリス政府が策定した「GAP 規範」の遵守である）

基準になり、高いレベルの品質基準を下回る生産物が販売されることはありません。しかし、以上のことは、生産物とその取扱い手法に持続性があり、自然環境の状態や生態系の多様性を守るものであり、可能な限りこの方向を拡大させる方法で達成できるとテスコは判断しています。それが、テスコが「ネイチャーズ・チョイス」という実施基準を開発した理由です。』

このネイチャーズ・チョイスは、テスコの哲学としてこう言っています。「この GAP 実施規則は、テスコの顧客の高い理想と期待を満足させるものです」と。そのために、「ネイチャーズ・チョイスにより農産物を生産する生産者は、法令を遵守し、実施規則に基づいた作業を行う」。具体的には、「水質、土壌、大気保全のために、イギリス政府が策定した「GAP 規範」を守ることである」と言っています。

つまり、「イギリス政府が策定した GAP 規範をちゃんと守った生産者の農産物だけがテスコで販売される」と言っているのです。

なぜ、スーパーがそうするのかといえば、「お客様は理想が高くなっているから、生産者は持続的な農業を実践することが大切である」ということです。消費者の安心というのは、『この食べ物が「安全」だから「安心」できる』というものではありません。日本には「生産者が頑張って科学的に合理的に衛生管理を行って安全性を確保することで、消費者に安心を提供する」、「そのために GAP を行うのだ」という人がいますが、もともと欧州で始まった GAP はそういうものではありません。農産物が長期的に安定して供給されることが、消費者にとっての安心につながるのです。

今や全ての人にとって、環境や健康を守ることへの関心は非常に高まっています。ところが、全ての食物生産は、何らかの自然環境を伴うものです。

そこで、ネイチャーズ・チョイスは、「持続可能な農業システムであることを確認し、生産システムを選択し、農業による環境への影響を極力少なくする努力をしている」というのです。このような活動により、「農業資材やエネルギーの使用を減らす方法を考

## 欧州小売企業が期待する農業

イギリス最大のチェーンストア「テスコ」の GAP 規準  
「ネイチャーズ・チョイス」【July 2001- Issue 1/Rev. 1】の規則

### ネイチャーズチョイスの目的

私達の環境や人々の健康を守る必要性への関心は増している。

全ての食物生産は自然環境をいくらか破壊する要因となるが、「ネイチャーズチョイス」は持続可能な農業システムであることを確認・選択し、環境への影響を少なくするものである。それは原料やエネルギーの使用を減少させる方法を考案・実行し、廃棄物を最小化し、実現可能で環境に有益なら、リサイクルも実行するというものである。

## 欧州小売企業が期待する農業

イギリス最大のチェーンストア「テスコ」の GAP 規準  
「ネイチャーズ・チョイス」【July 2001- Issue 1/Rev. 1】の規則

### ネイチャーズチョイスの狙い

実施基準の狙いは、農作物や観葉植物の栽培、箱詰め、出荷までの間にある鍵となる問題点を明らかにし、対処することで、環境への影響を最小限にすることを目標としている。

実施基準に従うことは、生産者と供給者は生産物に対して責任ある姿勢を持って望み、健康で魅力ある高品質の生産物を提供していることを示すことになる。

え、実行し、廃棄物を最小化し、実現可能で環境に有益なリサイクルも実践します」と言っています。

テスコは、GAP 規準として「ネイチャーズ・チョイス」を生産者に要求する理由を次のように述べています。

『テスコの哲学に基づいて、その目的を達成するためには、農産物の生産計画から、栽培、収穫、出荷までの全てにおける農業の実践の中に重要なポイントがあり、これらの問題点を明らかにし、分析し、解明することで、農業における健康問題と環境負荷を解決することが可能になる。そのための基準が「ネイチャーズ・チョイス」である』と言っています。つまり、この規準に従うことが、健康と環境の問題を解決しようとしているその証明になるのです。

テスコは農産物の供給者として、生産者とともに環境保全を行うという責任を持っているということを消費者に示すこと、これが、「ネイチャーズ・チョイス」の狙いなのです。つまり「消費者の皆さん、テスコの農業者は環境を守り、持続的な農業を行うことで、未来永劫、皆さんに健全な農産物を届け続ける責任を果します」というアピールをしているのです。

その「ネイチャーズ・チョイス」の内容は、具体的な規準として7つの章に分けて実施規則を規定しています。なお、英語でかかれたネイチャーズ・チョイスを翻訳するに当たって、「Rational use of Pesticides」を「農薬の道理にかなった利用」と訳しました。「Rational」を「合理的な」と訳すと、「無駄がない能率的な農薬の使い方」という意味が強くなり、GAP の目的からずれるような気がしたためです。それから、肥料についてですが、「Fertilizers and Manures」化成肥料と厩肥とをいつも分けて表現しています。両方の「Rational use of・・・」、即ち「道理にかなった使い方」です。

ネイチャーズ・チョイスの項目には、環境汚染の防止、働く人の健康保護、エネルギーや水などの自然資源の「Efficient Use・・・」効率的な利用、資源リサイクル、野生生物の保護と景観保護などがあります。

こうしてみますと、「ネイチャーズ・チョイス」は、イギリス政府が提示している GAP 規範(適正農業規範)をそのまま取り込んで具体的な実施規則として展開しているのです。

これが、テスコのスーパーが消費者に向かって言っている「当社の店頭にある農産物はこのような商品です」ということなのです。

実施規則は、農作業における一挙手一投足までを規定するものではありません。ここで言っていることは、「農薬を選択する時には、公的機関のアドバイスを受けなさい。」

「農薬を使用できるのは、農薬使用許可証を持っている人だけです。」

「農薬の使用に当たっては政府が決めた安全基準に従って下さい。」

## 欧州小売企業が期待する農業

イギリス最大のチェーンストア「テスコ」のGAP規準「ネイチャーズ・チョイス」(July 2001 – Issue 1/Rev. 6)の規準

### \*：イギリス政府のGAP規準に従うこと

- 1：農薬の道理にかなった利用
- 2：肥料（化成・厩肥）の道理にかなった利用
- 3：環境汚染の防止
- 4：人間の健康保護
- 5：エネルギー、水、自然資源の合理的利用
- 6：資源のリサイクルと再利用
- 7：野生生物、自然景観の保護と充実

というようなことです。そして、いつ誰がどのように実施するかという計画を立てて下さい。その計画が予定通りに実施できたか、予定通りでなければ実施された内容を記録してください、ということです。

日本で、農協が指導している記帳運動では、「実施したことを記録して下さい」ということですが、「ネイチャーズ・チョイス」では、「始めに計画ありき」です。計画があつての実施であり、その実施が、具体的に、いつどこで誰が何をどうしたかなどの詳細に亘ります。このことが求められる「管理」ということなのです。

(一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長)

## 日本適正農業規範（GAP 規範）の簡単な紹介（新連載）

GAP の普及には日本政府も大きな力を入れていますが、GAP の推進で最も重要な「どのような農業が適正なのか」を示す『GAP 規範』が日本ではまだ作成されていません。EU 域内で代表的な「イングランド適正農業規範」は、その考え方は参考になりますが、規範の内容をそのまま日本農業に適用するわけにはいきません。

イングランドは日本より高緯度で冷涼半乾燥の気候であり、牧草地や小麦栽培の畑作地帯が多い。イングランドより緯度が低く温帯モンスーンの湿潤地帯に位置し、水田稲作や施設園芸などを中心とする日本農業とは農業の形態や習慣などが大きく異なります。また、「イングランド GAP 規範」は、西洋の思想・文化や農業の慣習等に基づいて書かれていますので、日本には馴染みのない考え方や制度がその背景にあります。その一つは、「スチュワードシップ (stewardship)」という考え方です。キリスト教には、「人間は、神が創造した自然や地球そのもののスチュワード (リーダー) であるべきだ」という考え方が根底にあります。そのため、「人間は、神から『地球をきちんと守る』責務を与えられている」ということから、「人間=守る者」、「自然=人によって守られるもの」という概念に基づいて「適正農業規範」が書かれています。

これに対して日本では、日本人あるいは東洋人が持っている「人間は自然の一部であり、自然に感謝しながら共生し、恵みを楽しんでいる」という、どちらかというところ「自然と一体である」という文化的・思想的な背景があります。したがって、「人間活動と自然環境と

表 インجلتراと日本の農業環境の違い

項目	イングランド	日本
気候	冷涼半乾燥気候	温帯モンスーン気候
地形	石灰岩質の低い丘陵地	火山性の急峻な山岳地形
背景となる思想	スチュワードシップ	自然との共生
農地	国土の 72.4% (UK)	国土の 12.3%
経営規模 (農用地面積/農業人口)	1.8ヘクタール	1.3ヘクタール
農業形態	牧畜と小麦などの畑作	水田稲作、施設園芸



その他	田園景観の維持に価値	食の安全・安心に関心
-----	------------	------------

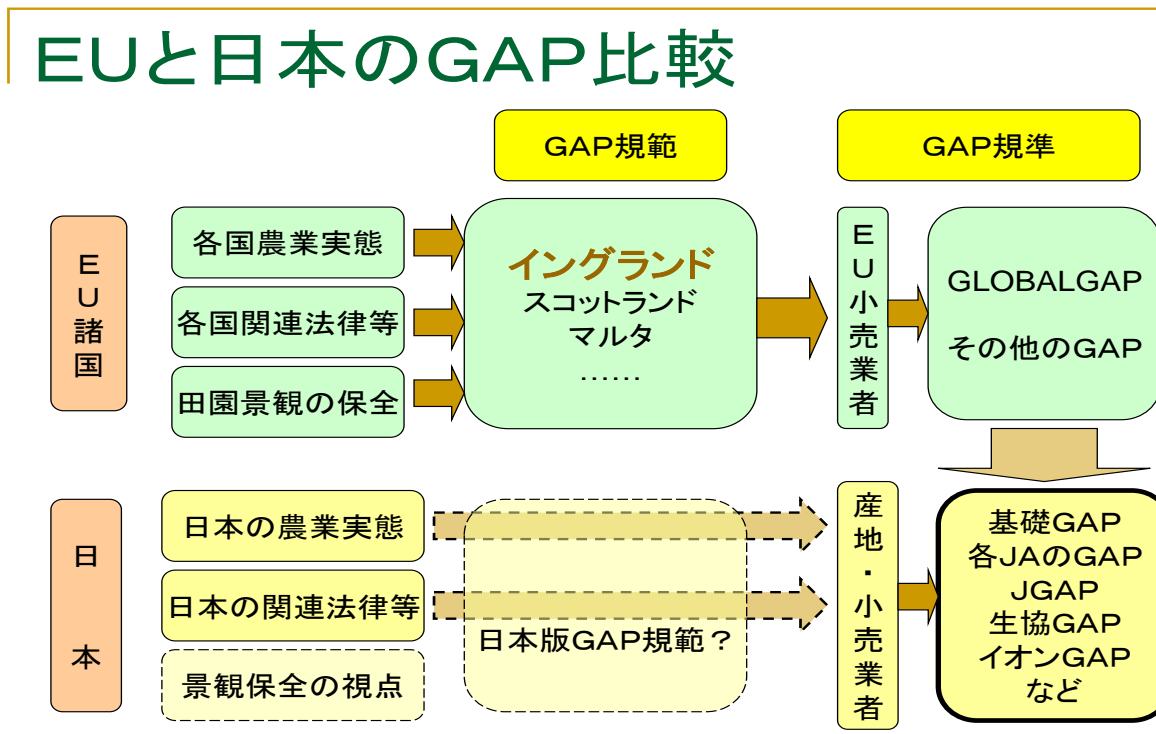
の調和」に対する考え方に大きな相違が見られます。

「GAP 規範」は、農業の実態に関連する法律・規則、社会慣習などによって規定されるものであり、日本には日本農業のあるべき姿を示す「GAP 規範」が必要ですが、今はこの規範がない状態で、評価（規範に従っているか否か）する「物差し」（GAP 規準）だけがある状態が続いているのです。

GLOBALGAP を基に作っている JGAP は、農産物を欧州に輸出する目的には良いですが、日本国内で生産し日本で販売する場合には、日本の法規制や環境に合った「GAP 規範」が必要であり、それに基づく「GAP 規準」が必要になります。

次のページに示す図は、欧州と日本の農業、関係法令、社会制度、景観保全等の現状を比較したものです。日本には適正農業を示す GAP 規範がまだないため、欧州の物差しである GAP 規準の GLOBALGAP を参考にしながら JGAP を初めとする様々な GAP 規準が作られています。日本の農業は、先に述べましたように欧州とはかなり異なっていますので、日本の適正農業を背景にした日本の GAP 規準の普及が必要になります。

今回の GAP シンポジウムで提案しました GAP 規範は、日本の農業、関係法令、社会制度などを背景にし、日本のあるべき農業の形を示した日本適性農業規範です。



今回、提案しました「日本 GAP 規範 (未定稿)」の構成は、全10章からなっており、第1章から第3章は、全ての農場に関連する農地の土壌・養分管理、水管理、各種の管理計画の作成について記述しており、後段に書かれている実践的手法を理解するのに役立ちます。第4章から第7章は、農場や施設で行われる作業に基づいて、各章のテーマごとに基本的な情報について記述しています。第8章は、廃棄物の取扱いについて、第9章は、農産物の安全性について、第10章は、農業者の労働安全の確保について記述しています。



## 《連載》『青果物の品質とは何か、どのように品質を守るか』

### 《青果物の鮮度保持包装と日本の流通》(連載第5回)

農産物流通技術研究会理事 石谷孝佑

青果物は、一般の加工食品などとは異なり、生きているところにその特徴があります。すなわち、青果物は、収穫・調製された後、流通・販売され、家庭やレストランなどで調理されるまで生きて呼吸をし、青果物の品質・美味しさなどと密接に関係する糖や有機酸を消耗し、成長・成熟・老化を続けています。また、蒸散により水分を外部に放出しており、しおれが起こったり、つやが落ちたりします。このような青果物の生理作用を理解し、品質が良く、美味しい青果物を消費者に提供するには、直売所のように、地場で採れた青果物をその場で提供するのが一番です。

しかし、実際の青果物の産地とその消費地は一般にかなり離れていますので、青果物の良い品質を長く保つには、その生理作用、特に呼吸と蒸散を抑えることが重要なポイントになります。

青果物鮮度保持の原理はシンプルなものであり、昔からそれほど変わっていません。青果物の品質低下は、大部分が収穫後も生きて呼吸をしているところから来るものであり、①蒸散による水分の消耗、②呼吸による糖・酸等の成分の消耗、③代謝活動による細胞の成熟・老化、④微生物による変敗などであり、その結果として、①「しおれ」や②「味の低下」、③「外観、歯触りの変化」、④腐敗・カビの発生などの品質低下が起こります。このようなことから、青果物は古くから地産地消が行われていました。

一般に、葉野菜、花野菜などのように呼吸量、蒸散量の多い青果物ほど品質低下が速く、環境温度が高いほど呼吸量、蒸散量が高まり、品質低下は早まります。夏場の常温下で単純に包装してみると、蒸れや結露が起こり、「成分の消耗」はもとより、「異臭」や「腐敗、カビの生育」などが短時間で起こり、品質が急速に低下することが分かります。

このようなことから、青果物の品質・鮮度を維持する原理は、①流通環境を低温にして呼吸・蒸散を抑え、②包装することにより蒸散・呼吸を抑え、③エチレン等の影響を受けるものはこれを抑え、成分の消耗をできるだけ少なくするということになります。従って、青果物の品質保持の基本は、「収穫後速やかに冷却して呼吸、蒸散、代謝を抑え、低温を維持するとともに、包装により蒸散・しおれや呼吸・成分の消耗をさらに低下させる」ということになりませんが、これは話の上であり、日本の現実はそう簡単にはいっていません。



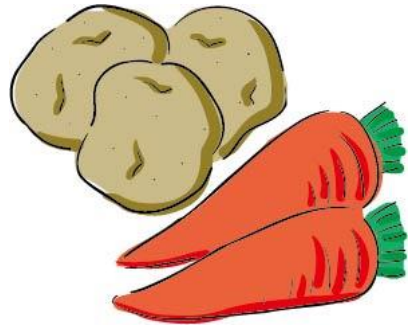
日本の冬場は、外界の温度が低いので、それ程大きな問題はありませんが、初夏から夏場を経て秋口まで、外界の温度が高いときの流通が大きな問題です。遠隔地から青果物を運ぶ場合には、葉物などは真空予冷をしたりして品温を下げますが、包装作業、積み込み作業、輸送の間の温度制御がきちっと管理されているところが多くはありません。

欧米や欧米のスーパーが数多く進出している途上国では、コンテナ輸送に切り替わって

おり、安価で効果的な散水予冷が行われていますが、日本は未だに段ボール包装を行っているため、予冷に水が使えないという問題があります。

また、古くから指摘されている点は、夏場に「卸売市場で低温が切れる、コールドチェーンが切れる」ということであり、市場の低温化が叫ばれてきましたが、近年では、青果物の品質保持のために「できるだけ現物は市場を通さない」という方向になってきました。「予冷した痛み易い青果物は、市場を通さず、直接量販店などに持ち込む」か、「市場を通す場合には、予冷をしない」と言うことになっていきました。後者の場合には、「品質は二の次」ということになってしまいます。

さらに、包装作業についてですが、青果物を予冷し、呼吸量を下げた後から低温を維持しながら包装作業をしなければなりません。このような条件が満たされる施設は、日本では非常に少ないと言わざるを得ません。日本の消費者は鮮度志向ですから、いたずらに長持ちされた青果物は好まないようですが、それとて外観志向です。鮮度保持がなされていなければ、確実にビタミンなどの栄養成分や糖・酸などの呈味成分が減り、組織の老化が進み、不味くなっているはずで



欧米や欧米系スーパーの多い途上国では、青果物のコンテナ輸送、水による洗浄、散水・真空予冷、冷風脱水、包装が低温下で行われており、冷凍車で配送され、温度管理された冷蔵ショーケースで販売されるなど、温度管理、品質管理が行き届いています。日本では、残念ながらこのようなシステムはまだ出来ておらず、こういう意味でも、地産地消の新鮮な青果物を販売する直売所が人気になる理由もよく理解できます。

---

## 現場に見る GAP 導入後の変化と効果

㈱AGIC 普及部長

JGAP 上級審査員 田上隆多

筆者が所属する㈱AGIC では、本ニュースで紹介してきた JGAP 認証取得生産者を含め、数多くの生産者や生産者グループに対して、GAP に基づく農場管理や組織管理の改善指導を行ってきました。改善に取り組んだ生産者や生産者グループ（組織）から、以下のような目に見える変化や効果を実感しているという多くの報告を受けています。

そこで、幾つかの目に見える変化や改善効果のポイントを紹介します。

### （1）各生産者にリスク認識と改善活動の習慣が芽生えた

ある生産組合では、品目別の部会を横断して一部メンバーが JGAP 認証を取得しました。その生産組合の品目別のある部会で商品への異物混入のクレームが発生しました。GAP に取り組む前は、関係のある生産者だけが反省をして、それ以外のメンバーは蚊帳の外という対応でした。

JGAP 認証取得後は、GAP に取り組んだメンバーは、「なぜ発生したのか」、「どうすれ

ば今後発生しないようにできるか」、「共通の対応策を考えよう」と議論が進み、ルール化まで至りました。

一方、GAPに取り組んでいないメンバーは、「そんなものは、事故を起こした本人が気をつけるしかない」という意見のままであったそうです。GAPに取り組んだメンバーは、リスク認識が芽生え、過去の事例に学び、予防することを学習し、事故の再発防止のための一連の活動を習得したようです。

## （２）余計な出費が減った

GAPの取組みによって、最も実感しやすい効果として多く聞かれるのが、「余計な出費を減らすことができた」というものです。

例えば、農薬管理に関しては、農薬の計画的な購入、在庫管理、使用期限の管理などをするようになりました。この結果、今まではほとんどの農薬を事前予約で大量に安く買っていたものが、予防散布で使用がほぼ確実なものは事前に予約し、病虫害の発生状況を見て使用を判断できるものは直前に購入するようになったことで、期限切れが発生しなくなったということです。また、在庫台帳により在庫管理をすることにより、在庫のあるものを間違っ買って買わなくなったという効果も指摘されました。

これらのことで、結果的に、必要最小限の購入で済むようになり、期限切れの農薬を処分する費用も発生しないようになり、農薬に関する出費を削減することができたということです。

## （３）業務の引継ぎ容易になった

あるJAの部会でJGAPの団体認証を取得しましたが、その翌年度、認証の取得に取り組んだ当時の担当者2名が退職しました。両名とも急な退職であり、生産部会の仕事やJGAP認証の対応など、生産部会が対応する仕事の引き継ぎに十分な時間が取れなかったそうです。しかし、後任者は、初年度に作成された「部会管理規則」を読み、ほとんどの業務を引き継ぐことができたそうです。今まで、部会の業務手順などはほとんど文書化されていなかったそうですが、グループによるGAP管理の導入により文書化が進み、滞りなく引き継ぎができたということです。

## （４）経営改善にも役立つ

筆者らは、「GAPは環境汚染をなくし、持続可能な農業を行うこと」であると表現していますが、上記の3つの事例からも分かるように、GAPによる農場管理をすることで、結果的に個々の生産者や生産者グループの経営改善（経済面、業務運用面など）に役立つものであることが理解できます。GAPの指導で現地に伺って、「環境汚染をなくすことが大切だ」ということは分かりますが、それよりも自分の農場の経営が最優先だ」という声を聞くことがあります。

しかし、環境汚染をなくし、持続的な農業を実現するための仕組み・体制を確立することは、農場や生産者グループなどの経営改善に大きく寄与すると言えるでしょう。

## (用語解説- 1 1 -)

### 「GAPガイドライン」

2010年4月21日付で出された農林水産省生産局長通知「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」のことである。このガイドラインは、「ガイドラインの趣旨（2頁）」、「ガイドラインの活用の際の留意事項（1頁）」と、別添『ガイドラインにおける取組事項として「野菜（別添1）（7頁）」、「米（別添2）（6頁）」、「麦（別添3）（6頁）」』の表と、これらの「参考資料集」（143頁）からなっている。今後、「果樹」、「大豆」等についても順次検討を進めるとしている。

農林水産省は、ガイドラインの内容を「食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰」した「我が国の農業生産活動で、特に実践を奨励すべき取組を明確化するための（高度な取組内容を含む）先進的な農業生産工程管理（GAP）の共通基盤」であると述べている。また、「食品安全に関しては食品安全基本法の基本理念に、環境保全に関しては環境基本法の基本理念にのっとり、労働安全に関しては農作業の安全対策の一層の徹底を図ることなどにより進める」としている。そして、これらの基本理念を実現するために、生産者に対して、関係法令等による点検項目に沿った農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検、評価を進め、これによる持続的な改善活動である「農業生産工程管理（GAP）」の取組みを奨励している。

日本ではEUなどに比較して、適正な農業の実施に関連する法令が非常に少ない。そのため、このガイドラインではコーデックスの「生鮮果実・野菜衛生管理規範」が「取組事項に関連する法令等」の中心になっている。また、ガイドラインの参考資料にしばしば「生鮮野菜衛生管理ガイド」（2003）が引用されているが、「生鮮野菜衛生管理ガイド」には、冒頭に「HACCPの考え方による衛生管理を示したものである」と明記しており、同時に、「野菜の生産では不確実な要素が多く、危害に対する確実なコントロールの方法がないため、CCPを設定することは難しいので、野菜の栽培工程上、特に重要な管理点である水と堆肥・有機質肥料のみを便宜上 CCP としている」との注釈が付いている。

コーデックスの「生鮮果実・野菜衛生管理規範」についても、微生物による危害を主に扱っており、肥料のみならず水・土壌についても危害レベルを評価する必要があり、危害レベルを下げるのが不可能な場合は、「その土壌を使わないこと」とある。

具体的には、病原微生物の汚染を防ぐための「危害リスト」を作成し、「重要管理点（CCP）を決定する」としているが、農業生産の危害要因は多方面に亘っており、実際の農業では、中毒細菌を対象にした微生物管理で農産物の衛生管理を行えるものではなく、HACCP的な管理には馴染まないものと考えられる。

今回のCOP10でも取り上げられたように、土壌には土壌微生物、植物にはエンドファイトなどがたくさんいて初めて健全な野菜が育つのであり、健康で品質の良い野菜は、あくまでもこうした自然の中で育てられるものにしてほしいものである。



# 適正農業規範と日本の課題（新連載 1）

## 《新連載の開始にあたって》

田上隆一

### （1）食品安全の対策はサプライチェーン全体で行うべき

日本では、「食品安全」の問題について、新聞やテレビなどのマスコミや、インターネットなどで触れられない日はありません。農産物の生産地や生産者は、商品の「安全・安心」に心を配り、販売店では「安全・安心」をセールスポイントにしています。

農林水産省は、消費者の食品に対する不安を取り除くために、生産者にトレーサビリティ管理や農産物の生産工程管理（GAP）を行うように指導しています。

EU では 2002 年に制定した「食品安全規則」により、2005 年からレストランなども含む全ての食品取扱業者にトレーサビリティや購入記録などを義務づけていますが、日本では事実上農業生産者に対しての義務付けであり、しかも生産者の自主的な取組みに任せています。

また、日本の農産物流通企業が中心になって生産工程管理規準による生産者の評価制度（JGAP 認証）を開始していますが、この制度は欧州で一般化している生産者に対する農業生産評価規準の「GLOBALGAP」を取り入れたものです。しかし、同じく食品安全のために欧州で一般化している食品取扱業者に対する取扱評価規準の「BRC Global Standard」は日本には取り入れられていません。さらに、ドイツやフランスには「IFS (International Food Standard)」、オーストラリアやアメリカには「SQF (Safe Quality Food)」などの食品供給業者に対して「安全と品質」を確保するための認証規準がありますが、日本には食品の流通業者に対する認証制度はありません。日本においても、これらの食品流通における「安全と品質」を確保し、生産から流通・販売までの一貫した認証規準が確立される必要があります。

### （2）食品の不安は農業以外の課題が多い

日本の一般消費者は、国産農産物や農産物を生産する生産工程にそれほど危険性を感じているでしょうか。「安全と空気はただ」と言われるほど、安全に対して悠長に構えていた日本人が、21 世紀になって食品に不安を感じるようになったのは、病原性大腸菌 O-157 による食中毒事件（1996）、雪印集団食中毒事件（2000 年）、BSE の発生（2001）などの食品安全の問題が次々と発生したからです。その後も、サーズ（2003）や鳥インフルエンザ（2004）などの新型ウィルスによる感染の問題が出てきています。

2002 年に無登録農薬の使用・販売事件が明るみに出て以来、食に対する疑いの目は農業の生産現場に向けられるようになりました。そして、その頃より農業者の生産履歴記帳の義務化と、生産者から販売店までの農産物のトレーサビリティの必要性が叫ばれるようになりました。

その後の消費者の食品に対する不安を増幅させた事件は、魚沼産コシヒカリの産地偽装事件やミートホープを代表とする食品偽装事件（2007）、農薬入り中国産冷凍餃子事件

（2008）、メラミン入り牛乳・乳製品（2008）などの輸入品に及びました。そして、農林水産省の大失態が報じられた事故米事件（2008）などです。いずれも、農産物の生産工程

における食品危害の問題ではなく、社会的・倫理的・法的な問題ばかりです。これらから言えることは、今直面している消費者の食品不安は、生物学的・化学的・物理的な食品危害そのものよりは、このような事態を引き起こしてきた企業や社会・経済の問題であり、産業・政策における問題解決の在り方が問われているのです。

### （３）適正な農業がなくなる不安

私どもが重要と考え、その実現を目指している適正農業管理（GAP：適正農業規範を遵守した農業生産活動）は、マスメディアでよく言われる「生産者による食品安全対策」ではありません。食品の小売店や農産物の卸売会社などが農産物の生産者に求める安全性確保の制度でもありません。もちろん生産し販売する農産物に人に危害を与える物質が含まれていれば、その生産者は適正農業管理（GAP）を実施しなかったか、結果として GAP ではなかったということになります。その意味では、GAP は農産物の安全性の確保に繋がりますが、しかし GAP は農業生産工程における安全性の確保が目的であるということにはなりません。

農林水産省は、「食品表示 110 番」の体制を充実するとともに、「食品表示特別 G メン」を設置して監視を強化しています。改正された食品衛生法で農産物・食品への残留農薬の基準値がポジティブリスト制になってから、全国各地で低レベルの残留農薬事件が頻発しており、マスメディアに載らない週がないほどです。

消費者の食品不安をなくすためには、生産者が法令遵守することは重要なことであり、今まで行われてきた悪い習慣があればこれを改め、適切な農法や作業手順を意識的に実施することが大切であることは間違いありません。

しかし、消費者の食品不安は、残留農薬のような事件性のものだけではありません。むしろ、「安全で安心できる持続的社会が約束されないのではないかという不安」があるからこそ心配になるのだと思います。顔の見える関係が話題になり、輸入農産物と国産農産物の比較がされ、食料需給率の向上が政策課題になり、フードマイレージやカーボンフットプリントなどの低炭素社会への課題も気になるところです。また、何よりも農業の後継者が減少し、長年蓄積してきた高度な日本の農業技術が途絶えてしまうことが将来にとっての大きな心配事なのです。

### （４）期待される農業のあるべき姿としての適正農業規範

私達にとっての真の危機というものは、マスメディアが喜ぶような劇的なものではなく、人々に危機意識を感じさせずに静かに私達に近づいてくるものなのです。世界の人口爆発を考えると、農業由来の地球規模での環境汚染は、取り返しのつかない環境破壊の事態に至るかもしれないのです。現状の農業の概念で無制限に生産を続ければ、「もう間もなく、人類にとって元に戻れない限界点に達してしまうだろう」と警告する人もいます。

人類の繁栄を継続させるために、「期待される農業のあるべき姿」を適正農業規範として示し、農業生産を計画・管理して行かなければなりません。そのために、私達が整理しなければならない農業の概念や、整理するために必要な課題について取り上げて行きます。

まずは、食品安全と GAP について、食品事故の実態から私達が何を学ぶべきか考えて行きたいと思います。

今回は「食品安全と食品安全対策」についてです。



## 《日本生産者 GAP 協会利用会員からの質問》

### 【質問】 GAP を実施したと言えるためには？

当県では、現場における GAP の実践を進めるために、普及指導員と JA 営農指導員に対する「GAP 指導者養成研修」を行っていますが、その後の GAP の実践に関して行政施策としての落としどころを決めていません。このため、現場から「GAP を実践したと判断するということは、具体的にはどういうことか示して欲しい」という声があります。確かに、行政的な業績評価をするためには、到達点を示す基準があった方が仕事をしやすいと思います。このような考えで、「GAP を実践したとは、どのようなことで示すのか」を決めている県等をご存知でしたらお教え下さい。

### 【回答】

栃木県では、普及指導員を対象に「GAP 指導者養成研修」(株)AGIC による)を実施していますが、GAP 指導者が現地指導を行った結果を評価してみようと、平成 20 年度から毎年「GAP 精度向上対策事業」として取り組み、JA 生産部会と JA 事務局の GAP 実施並びに GAP 管理状況を調査(外部団体に委託した事実上の GAP 監査)しています。22 年度の外部監査で、県内全 JA の確認が終了します。これで、とりあえず県内の GAP 指導と実施状況が把握できるということです。

他に、静岡県や島根県など県による GAP 認証制度を実施しているところでは、認証制度を通じてある程度の評価が可能だと思えます。しかし、ご質問の「行政的な業績評価をするためには到達点」というものとは異なります。したがって栃木県以外で「GAP 実践の評価」をしている県の情報は把握していません。

一般には、GAP 指導を「やりっぱなし」という状態です。GAP 推進資料の説明会やチェックリストの説明会を開いて終了、あとは JA などが配布したチェックリストをどれだけ回収したかだけが GAP 実施の物差しですから、質問の「GAP を実践したと判断できる」ものではないようです。

そこで、私は、各県の担当者に GAP 指導の行政活動とその評価について要件として、以下の①、②、③、④を提案しています。

- ①農業のあるべき姿を示す「GAP 規範」を生産者に示すこと(何をしてはいけないか、そのために何をすべきかについて、良い実践(Good Practice)を示すこと)
- ②現場の問題点を指摘し、その改善を促すこと  
(Good Practice を示し、それに必要なトレーニングをすること)
- ③個々の農家の取組みを支援するための団体の管理体制を確立すること  
(JA などの営農指導に GAP 管理システムを導入すること)
- ④GAP の検証(監査)を行うこと(上記の②、③が動いていることを確認することで、これには JA の内部監査や県による外部監査などの事例がある)
- ④については、どの程度の精度にするか、予め予定しておくことが大切です。これには段階的な取組みが必要です。

GAP の到達点は、①の GAP 規範が実現されていることですから、それへの段階的な取組みということです。「認証」にこだわらずに、中長期的な観点から GAP に取り組むことが肝要です。

(株)AGIC 代表 田上隆一

## 《理事会・委員会便り》

2010 秋期 GAP シンポジウムを利用して、10月19日の昼に理事会が開催されました。

議題1は、来年の4月に開催が予定されている GAP シンポジウムの日程と、そのメインテーマが提案され、承認されました。また、シンポジウムまでのスケジュールが確認されました。

議題2は、「日本農業適正規範」に基づく「GAP 規準」の構築を開始するに当たって、委員7名のリストが提示され、承認されました。また、規範委員会についても、委員の強化案が出され、承認されました。  
(事務局)

## 『読者の皆様へ』

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本、『日本適正農業規範』（未定稿）、GAP シンポジウムの資料集について、日本生産者 GAP 協会のシンポジウム事務局に余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。

- シンポジウム講演資料集「欧州の適正農業規範に学ぶ」
- イングランド版「適正農業規範」－私達の水・土壌・大気の保護－  
－農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範－ 山田正美 訳
- シンポジウム講演資料集「日本適正農業規範」（未定稿）の概要と検討
- 『日本適正農業規範』（未定稿） 日本生産者 GAP 協会 規範委員会編  
－環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範－

事務局（☎：029-856-1201）までお申し込み、お問い合わせ下さい。

発行：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

(出版委員会)

## 【編集後記】

前回の GAP シンポジウムでイングランド版 GAP 規範の説明があった。イングランド版の根底にあるものは、シチュワードシップと言うものであり、人間が自然をちゃんと管理することを神から命じられているという考え方である。

ひるがえって日本では、多くの農民は、どのような考えで、安全で品質の良い農産物を今日まで作り続けてきたのであろうか。田上理事長は、日本農業の背景にある「農業倫理」について言及をしている。

日本の生産現場で培われてきた農業倫理は、近世からの儒教的・仏教的な思想がその背景にあるという。それは、徳川幕府が



奨励した儒学、特に朱子学であり、朱子学では「商業は卑しく、農業は尊い」とし、その考え方は、儒教において社会を構成する主要な概念の士農工商（官吏・百姓・職人・商人）の身分制度にもなっている。また、江戸時代初期の思想家鈴木正三は、「仏法則世法」で、心掛け次第で労働をそのまま仏行となしうるとし、農業を修行と考えて行動することを求めた。これを受け継いで江戸時代中期の思想家石田梅岩は、儒教・仏教・神道に基づいた道徳「石門心学として、庶民にも判りやすく日常に実践できる形で説いた。

さらに、農村復興政策を指導した農政家の二宮尊徳は、「農業は、自然の営みである天道と、人間の働きである人道とが合わさって成り立つものである」と説き、「人は勤労に励み、合理的に生産することにより、自然や先祖に報いなければならない」と指導している。

近世日本の様々な思想に共通するのは、天地万物を一つの大きな生命活動として捉え、人間がそこに積極的に関係するあり方を「根本的な善」とみなす考え方である。このような思想に基づいた農業の道徳的な教えは、明治以降も深く日本の農業・農村に浸透し、農業生産者の倫理観になっていると言える。

そのため、日本の多くの農家は、国等による法規制や統制によるものだけでなく、自らの道徳的な行為として適正な農業、即ち自然環境を大切にし、消費者のために安全な農産物を作り続けることを実践してきたと言える。そして、日本の多くの消費者は、農業生産者は元々道徳的であると信頼し、日本流の性善説社会を背景に、農業性善説が成り立ってきたともいえよう。

ところが 2000 年前後に、これまでの農業実践では防ぎようのない O-157 (1996) による中毒や BSE (2001)、サーズ (2003)、鳥インフルエンザ (2004) などの「人の健康、食の安全」を脅かす事件が次々と起こり、消費者に食の安全に対する不安が起こると、農林水産省は、アメリカの HACCP の考え方を農業にも導入した。そして、この方法に基づいて微生物危害を最小限にする方法を農産物生産に導入し、農業生産工程管理という名前で食の安全を担保しようとしたのである。

もう一度、農業生産の原点に立ち戻り、健全で品質の良い農産物は、優れた環境の下で育つものであることを確認し、日本の優れた環境を回復・維持することに重点を置いた適正な農業管理 (GAP) を実践していくことが重要である。



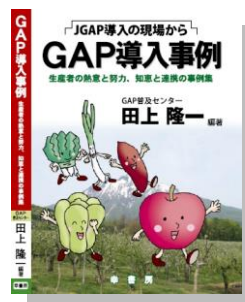
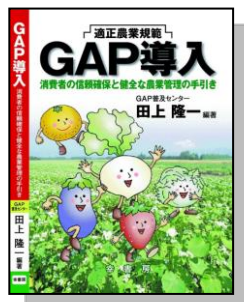
(食讚人)

**【目指す GAP の理念】** 適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する日本版「適正農業規範」(Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会はこれらを実践し、日本の GAP を実現させます。

## 《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



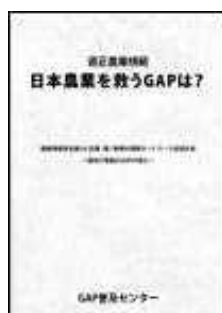
## 《シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



2009年冬刊



2009年夏刊



2010年春刊



2010年秋刊

『イングランド版適性農業規範』  
定価（本体 1,500 円税込）



2010年春刊

『日本適性農業規範』（未定稿）  
定価（本体 1,500 円税込）



2010年秋刊

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。  
隔月（1月 3月 5月 7月 9月 11月）の発行です。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の  
正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）  
個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円  
利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円  
賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格でのシンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。

(株)AGIC の GAP 普及部は、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

### 《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーの開催事務局を担うとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP の振興を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：[mj@fagap.or.jp](mailto:mj@fagap.or.jp) URL：<http://www.fagap.or.jp/>

### 《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：[office@agic.ne.jp](mailto:office@agic.ne.jp) URL：<http://www.agic.ne.jp/>